

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、近年、野菜の輸入が増加する中で、自給率が低下するとともに、生産者の減少・高齢化等が進行している状況にかんがみ、野菜の構造改革の一環として、国際競争に対応しつつ、消費者や実需者の多様なニーズに応え、効率的な野菜の供給を行うための契約取引を推進する新たな制度の創設、生産者の経営と消費者への野菜供給の安定を図るための生産者補給金制度の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

- 一、野菜の契約取引を推進するため、出荷団体又は生産者が野菜の加工、販売等の事業を行う者との間で野菜の供給に係る契約を締結している場合において、天候その他の事由により供給すべき野菜に不足が生じたときに、その確保に係る出荷団体や生産者の負担を軽減するための交付金制度を創設することとする。
- 二、生産者補給金制度について、生産者の経営と野菜供給の安定を図る機能を充実するため、指定消費地域を廃止し、同地域以外に出荷される野菜についても、価格の著しい低落があった場合には生産者補給金を交付するものとともに、生産者補給金の交付対象に、出荷団体を通じて出荷を行う生産者のほか、

一定規模以上の作付けを行う生産者を加えることとする。

三、農林水産大臣がたてる指定消費地域における指定野菜の需要の見通しについて、指定消費地域の廃止等に伴い全国を対象とする需要及び供給の見通しに改め、この見通しに即して野菜指定産地の適確な指定と計画的な育成を図ることとする。